

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成30年度

随時監査（工事監査・後期）（30監査第 192号）分

	指摘事項	当初措置状況 (31年度)	令和2年度の措置状況	担当課
108	<p>(意見) 2 公共施設のマネジメントにつながる整備の在り方</p> <p>(1) 運動場施設の利用増進について 運動場整備の費用対効果と今後の取組 (報告書6、7ページ)</p> <p>東部浄化センター建設事業については、昭和57年当時、大豆島地区からの要望により浄化施設の上をスラブで遮へし、屋上にゲートボール、テニスコート及び小公園を整備する計画であった。</p> <p>その後、水処理施設の増築や運動施設の設計を進めていたが、阪神淡路大震災を機に平成9年に耐震設計基準が改正されたため、浄化施設上部のスラブ構造では、耐震基準がクリアできないことから、既存のテニスコートやその周辺一帯を運動場として整備する方針に変更した経過がある。</p> <p>当運動場には野球やサッカーにも使用できる広い多目的グラウンドも整備され、グラウンド全体を粒度調整砕石や山土で造成し、表面処理には洗淨砂や塩化カルシウムの混合材を使用するなど、通常の運動場に比べ多額の予算(1億8千万円)が投入されている。</p> <p>一方で、半径3km以内には、屋島運動場、落合運動場、万年島運動場及び千曲川リバーフロントの4か所13面ものグラウンドがあるため、当運動場を含めた利用率は低い。</p> <p>(多目的グラウンドの平日の利用率は22.7%) このため、計画段階から周辺運動場の利用実態を十分調査するとともに、イニシャルコストを抑えた設計で整備すべきだったと思われる。</p> <p>今後は、スポーツ以外の活用や市民への周知などソフト対策を強化し、当施設の有効活用を図るとともに、需要と供給のバランスを考慮した上で、周辺運動場の統廃合を検討されたい。</p>	<p>多目的グラウンドについては、平日は利用者層が限られていることから、利用率を高めることは難しい面があるが、土曜日及び日曜日の利用率は69.4%となっている。また、周辺グラウンドの利用率も同様に週末は高くなっていることから、一概に施設数が過剰であるとは判断し難い。</p> <p>施設の統廃合については、スポーツ庁から策定を求められているスポーツ施設のストック適正化計画において、市域全体としてスポーツ施設の在り方を検討する。</p>	<p>大豆島運動場は、平成30年3月の供用開始以降、利用者数は、平成30年度は4,466人であったが、令和元年度は6,105人と増加している。また、利用率についても令和元年度は25.3%で、運動場全体の利用率25.0%を超えており、ホームページによる周知などにより市民の認知度が高まり、施設の有効活用が進んでいる。</p> <p>令和元年東日本台風により、屋島運動場、落合運動場及び万年島運動場が被災した。その復旧の際に、利用者数や近傍同類施設の有無を勘案し統廃合を検討した結果、万年島運動場については復旧を行わず、令和2年度をもって廃止した。</p>	スポーツ課